

やまぐちフラワーランド
の指定管理者の選定に係る報告書

やまぐちフラワーランド指定管理者選定委員会

令和2年（2020年）10月28日

山口県農林水産部長 松岡 正憲 様

やまぐちフラワーランド指定管理者選定委員会
委員長 星井 榮 仁

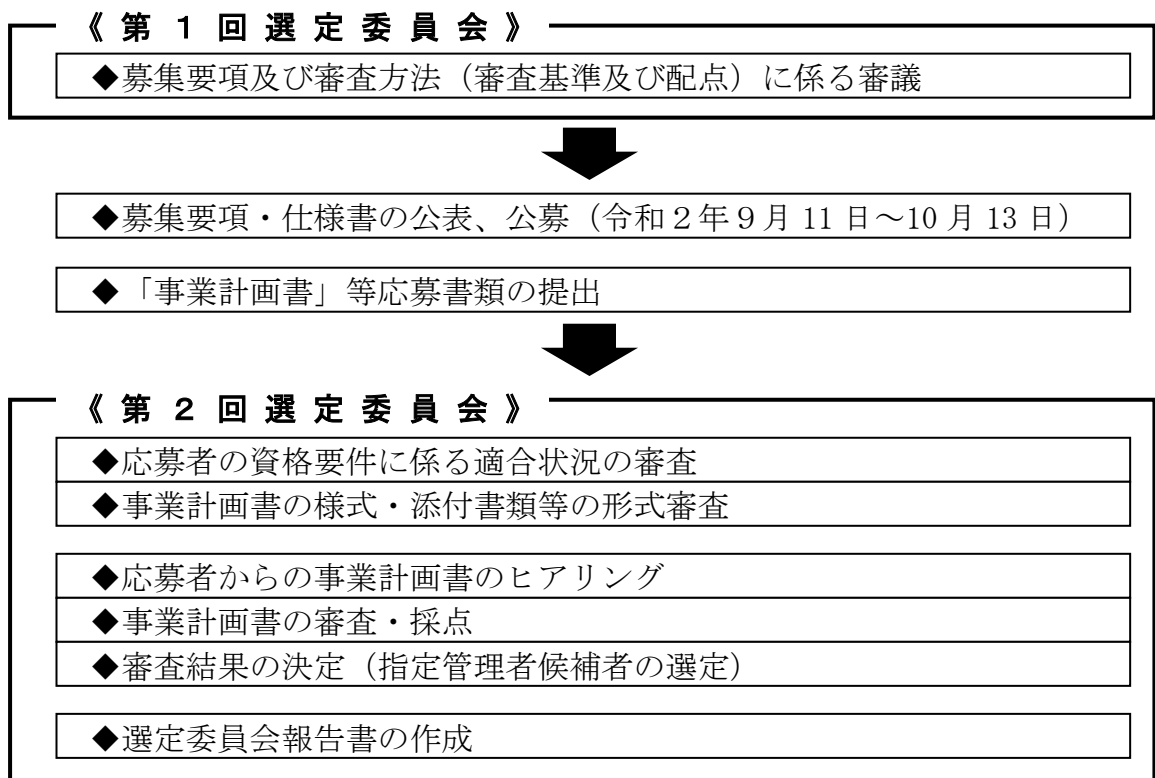
やまぐちフラワーランドの指定管理者の選定に係る報告書

やまぐちフラワーランドの指定管理者の選定に係る応募者の審査の結果について、やまぐちフラワーランド指定管理者選定委員会設置要綱第2条第4号の規定に基づき報告します。

1 選定の手順

審査基準や配点を予め決定の上、応募者から提出された「事業計画書」及び「応募者に関する書類」について、資格要件及び様式、添付書類等の形式審査、応募者からの事業計画書のヒアリングによる内容審査を行い、指定管理者候補者を選定した。

選定フローは下図のとおり



2 選定委員会の開催状況

第1回 令和2年8月25日（火）14:00～14:45（山口県庁10階漁業調整委員会室）

- ①選定委員会委員長の選任
- ②募集要項及び審査方法（審査基準及び配点）の決定

第2回 令和2年10月27日（火）14:00～15:50（山口県庁10階漁業調整委員会室）

- ①応募者からの事業計画書のヒアリング
- ②審査及び採点
- ③指定管理者候補者の選定
- ④報告書の作成

3 審査の方法について

（1）審査項目

事業計画書の審査基準として、山口県フラワーランド条例第12条第4項各号に掲げる3つの基準を踏まえ、次のとおり具体的な審査項目等を設定し、それぞれ配点を定めた。

（選定委員1名の配点）

審査基準（条例第12条第4項）	審査項目	配点
1 事業計画書の内容が、施設を使用しようとする者の平等な使用を確保することができるものであること。	(1) 平等な使用を図るための基本方針	5
	(2) 入園及び貸室使用許可の手續の内容	5
2 事業計画書の内容が、施設の効用を十分に発揮することができるものであること。	(1) 施設の設置目的との適合性	5
	(2) 利用者に対するサービスの向上	20
	(3) 施設の利用促進への取組み	10
	(4) 地域や団体と協働した取組み	10
	(5) 施設の維持管理の内容・適格性	5
	(6) 危機管理体制	5
	(7) 利用者の安全確保	5
	(8) 個人情報保護措置の内容	5
	(9) 新しい魅力のある提案	5
	(10) 山口県育成オリジナル花き等に係る消費拡大に向けた取組み	10
	(11) 物販施設経営の内容	10
3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。	(1) 収支見込みの内容	10
	(2) 管理に要する指定管理料等の額	10
4 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。	(1) 安定的運営が可能となる人的能力	20
	(2) 安定的運営が可能となる財政的基盤	5
	(3) 施設運営のノウハウの蓄積状況	5
計	18項目	150点満点

(2) 審査方法について

公募に準じて提出された事業計画書について、応募者に対するヒアリングを基に、予め決定した審査方法（審査基準及び配点）により、各選定委員が審査（評価）し、全選定委員の評価を集計した上で協議を行い、指定管理者候補者を選定した。

4 審査結果

(1) 応募状況

1 団体（一般財団法人やない花のまちづくり振興財団）から応募があった。

(2) 応募者の資格等の適合状況の審査

応募者の資格（主たる事務所を県内に有していること、法人税、消費税及び県税を滞納していないこと等）については、「応募者に関する書類」である官公署の証明書類との照合により、適合していることを確認した。

また、事業計画書についても、募集要領に示した様式に適合し、必要な書類が添付されていることを確認した。

(3) 審査結果

各選定委員の評価点の集計結果を基に協議を行った結果、全員一致により、一般財団法人やない花のまちづくり振興財団を指定管理者候補者として選定した。

※ 評価点は別紙を参照

5 審査意見

(1) 講評

一般財団法人やない花のまちづくり振興財団の提案内容については、過去の運営実績を踏まえた上で、地域における花き振興の推進及び施設の利用促進へ繋がる取組が計画されていること等から判断して、施設の更なる効用促進や安定した管理運営が期待でき、指定管理者候補者として適格である。

これから施設が地域にしっかりと根付き、関係機関等と連携を図りながら地域の活性化に活用されることを期待したい。

(2) 審査項目ごとの主な評価、意見

ア 施設を使用しようとする者の平等な使用を確保すること

これまでの管理実績により、施設の平等な使用の確保に向け、入園の手続きや貸室の使用許可の手続き等の各種マニュアルが整備されている。

また、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、新たに新型コロナウイルス感染症対策マニュアルも整備されており、評価できる。

イ 施設の効用を十分に発揮すること

これまでの実績を踏まえ、今後も引き続き市内外の施設・団体等と連携し、運営していただきたい。特に民間事業者との連携について、確実に具現化していただくことにより、民間事業者の手法や知識を取り入れていただきたい。やまぐちフラワーランドにしかない取組等があれば、より魅力的な施設になると考えられる。

また、広報・PR活動についても、民間事業者の取組を参考にしながら、積極的に行っていただきたい。

ウ 施設の管理に係る経費の縮減を図ること

これまでの実績を踏まえ、適切な事業計画書が作成されている。

また、支出の縮減だけでなく、収入を増加させることについても意識して取り組んでいただきたい。

エ 管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有すること

一般財団法人やない花のまちづくり振興財団の財務状況は健全である。

また、管理業務に携わる職員のスキルアップや計画的な配置についても取り組んでいただきたい。

6 やまぐちフラワーランド指定管理者選定委員会の委員構成

	氏 名	役 職 等	摘 要
委員長	星 井 榮 仁	山口県花き園芸推進協議会 会長	花き振興の有識者
委 員	上 村 豊 裕	山口県いけばな作家協会 会長	花を使った生活の 有識者
委 員	上 田 英 夫	(一社)山口県観光連盟 専務理事	観光振興の有識者
委 員	中 田 哲 也	(一社)山口県中小企業診断協会 理事	財務諸表や企業 経営の有識者
委 員	三 浦 博 行	柳井商工会議所青年部 会長	地元振興の関係者

〈別 紙〉

1 審査結果

審査基準 (条例第12条第4項)	審査項目	満点 (委員5名の計)	評価点 (委員5名の計)
1 事業計画書の内容が、施設を使用しようとする者の平等な使用を確保することができるものであること。	(1) 平等な使用を図るための基本方針	25	20
	(2) 入園及び貸室使用許可の手続の内容	25	21
2 事業計画書の内容が、施設の効用を十分に発揮することができるものであること。	(1) 施設の設置目的との適合性	25	20
	(2) 利用者に対するサービスの向上	100	77
	(3) 施設の利用促進への取組み	50	34
	(4) 地域や団体と協働した取組み	50	38
	(5) 施設の維持管理の内容・適格性	25	23
	(6) 危機管理体制	25	21
	(7) 利用者の安全確保	25	20
	(8) 個人情報保護措置の内容	25	20
	(9) 新しい魅力のある提案	25	16
	(10) 山口県育成オリジナル花き等に係る消費拡大に向けた取組み	50	41
	(11) 物販施設経営の内容	50	36
3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。	(1) 収支見込みの内容	50	39
	(2) 管理に要する指定管理料等の額	50	50
4 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。	(1) 安定的運営が可能となる人的能力	100	85
	(2) 安定的運営が可能となる財政的基盤	25	22
	(3) 施設運営のノウハウの蓄積状況	25	23
合 計		750	606

2 応募者からの提案指定管理料等（指定期間の総額、消費税及び地方消費税等を含む）

指定管理料等上限	809,470千円
(一財) やない花のまちづくり振興財団	809,400千円

※指定管理料等の額は、指定管理者からの提案金額を基に、県と指定管理者が締結する協定によって定める。